

事 業 計 画

I 基本方針

雲南市社会福祉協議会（以下、「本会」という）の経営理念「市民誰もが自分らしく輝き、支え合う福祉のふるさとづくり」は、すべての雲南市民の皆様が、人として等しく尊重され、自分らしくいきいきと輝き、地域社会の中で支え合うことによって、誰もが自立して生活ができる状況にあることが「普通である」という社会の実現を目指すものです。この理念を念頭に本会が持つ機能と総合力を発揮し、この実現に向け役職員が一体となって取り組んで参ります。

さて、この度の「社会福祉法の一部を改正する法律」において、社会福祉法人には地域福祉の担い手として、公益性、非営利性の徹底や国民に対する説明責任、地域社会への貢献等の改革の確実な実践が求められることになりました。本会においても、経営組織の見直しや事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等適切に対応できるよう準備いたします。特に、この改正により社会福祉法人の「地域公益活動」が責務として位置付けられました。今後、雲南市担当部局や市内 13 の社会福祉法人と十分な連携を図り、調整機関としての役割を果たして参ります。

地域福祉部では、平成 27 年 3 月に策定した「第 3 期雲南市地域福祉活動計画」に基づき、地域自主組織、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人との連携の場、学び合いの場づくりをスタートしました。本年度はこれらの取り組みを深めながら、「自分らしく安心して暮らし続けられる地域」を目指して、公助と共に役割を担い合う地域福祉活動を進めていきます。

在宅福祉部においては、これまで全国一律の基準でありました介護予防給付が、平成 29 年度から地域の実情に応じ市町村での取り組みができる地域支援事業へ変更される「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行されます。特に、通所介護事業、訪問介護事業の要支援者への対応、そして「通所型介護予防事業（はつらつディサービス）」等の制度変更については、最重要課題として適切な対応が迫られています。

また、福祉現場においては、福祉人材の不足が慢性化しており、今後一層の深刻化も予想されることから、福祉人材の確保・定着の問題は福祉・介護サービスの量と質を確保するうえで極めて重要な課題となっています。このような中、訪問介護事業所おおぎにおいて、社会福祉法人あおぞら福祉会から出向職員を迎える、事業所におけるサービス提供責任者としての業務を担います。このように、二つの法人が相互に協力し合った事業展開によりサービスの質の向上を図ります。

施設福祉部では、新たに 6 名の介護職員を採用し体制を強化する中で、各部署に介護支援専門員を配置することで、利用者のニーズ把握や身体状況の変化に対応したケアプランにより、個別処遇の充実を図

ります。

子育て支援部では、三刀屋保育所において平成28年度は新たな3カ年の保育業務受託のスタートとなります。また、新たに三刀屋健康福祉センター内にみとや病後児保育室「たんぽぽ」を雲南市からの委託事業として実施します。この事業は、病気の回復期にあり保育所等での集団保育が困難な児童について、専用の施設において看護師、保育士の2名により一時的に保育を行います。本会においても、これまで以上に雲南市内における子育て支援の中核施設としての責務が果たせるよう努めます。

II. 事業実施計画

1 法人運営事業部門

○ 総務部の運営理念

社協らしさを發揮できる法人の経営基盤の強化を図る。

○ 運営理念達成のための指針

- (1) 総務係：法令遵守のもと、経営基盤の強化を図る。
- (2) 財務会計係：安定的な財務運営と財務状況の透明性の確保を図る。

1. 法人運営事業

- (1) 法人運営の基盤整備を進め、経営体制の強化に努める。

① 各種会議の開催

- ア. 理事会（年7回予定）
- イ. 評議員会（年4回予定）
- ウ. 三役会（隨時）
- エ. 理事事業担当部会（隨時）

総務企画部会、地域福祉部会、介護保険事業部会、保育事業部会
オ. 地域福祉委員会（年2回予定）

各福祉圏域毎に開催し、理事及び評議員の選出

カ. 企画調整会議（月1回以上）

キ. 管理職会議ほか

② 監事による監査の実施

- ア. 定期監査（5月）
- イ. 中間検査（12月）

③ 各種法令に基づく定款、諸規程等の整備及び改正

④ 個人情報保護法に基づく情報管理体制の構築

⑤ 職員による内部経理検査の実施（年1回全事業所 10月実施予定）

⑥ 障がい者雇用の促進

⑦ 適正な会計処理の実施

ア. 社会福祉法改正への対応

(2) 法人運営のための財源確保策の強化を図る。

- ① 社協会費・共同募金配分金・寄附金等自主財源
賛助会員への協力依頼
- ② 雲南市補助金、負担金、委託料、指定管理料
- ③ 島根県社会福祉協議会受託金
- ④ 介護保険事業介護報酬、利用料等
- ⑤ 目的別積立金造成
- ⑥ 安定経営を目的とした介護保険事業人件費積立金造成

(3) 雲南市地域包括支援センターへ職員出向する。

地域包括ケアの一翼を担うため引き続き 5 名の専門職員（看護師 2 名、社会福祉士 3 名）を雲南市包括支援センター（本庁・大東）に出向する。

(4) 役職員の資質向上のため研修等取り組みの強化を図る。

- ① 役員を対象とする研修会等の実施と参加
 - ア. 地域福祉推進研修
 - イ. 人権同和研修
 - ウ. 各種外部研修会（県社協）への参加
- ② 職員を対象とする各種研修の実施と参加
 - ア. 人権研修（7月予定）
 - イ. ハラスメントに関する研修（11月予定）
 - ウ. 福祉職員生涯（新任・中堅等）研修・コミュニティソーシャルワーク研修等への積極的参加
- ③ 職員の資格等取得促進
社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員、衛生管理者ほか

(5) 関係機関との共催による総合的福祉事業を実施する。

- ① 雲南市戦没者追悼式の開催 (7月14日予定)
主催：市・社協
- ② 雲南市総合社会福祉大会の開催 (10月上旬予定)
主催：市・社協・民児協・老連
- ③ 第10回雲南市民歳末余芸大会の開催 (12月上旬予定)
主催：市・社協・山陰中央新報社・JA・商工会

(6) 各種計画の策定及び具現化に向けた進行管理を行う。

- ① 雲南市社協経営計画の進行管理
- ② 財政健全化 5 カ年計画の進行管理
- ③ 一般事業主行動計画(次世代法、女性活躍推進法)の進行管理

(7) 災害救援ボランティアセンター設置運営にかかる調査研究を行う。

市、県社協、本会ボランティアセンター等との連携による活動マ

ニュアルの検証・見直しの実施

- (8) 雲南市指定管理者制度による社会福祉施設の管理を行う。
- ① 大東町地域福祉センター
 - ② 大東健康福祉センター
 - ③ 木次町高齢者コミュニティセンター
 - ④ 三刀屋健康福祉センター
 - ⑤ 掛合健康福祉センター
 - ⑥ 掛合高齢者生活福祉センター
 - ⑦ 入間コミュニティセンター
 - ⑧ 特別養護老人ホームえがおの里
 - ⑨ 中野多目的集会センター
- (9) 労働安全衛生法を遵守し、職員の安全と健康管理を促進する。
- ① 衛生委員会の設置（大東事業場・えがおの里事業場・雲南市社協全体）
 - ② ストレスチェックを対象者に実施する。（大東事業場・えがおの里）
 - ③ 社会保険労務士と顧問契約を締結し、適正な労務管理を行う。
 - ④ 労務管理業務のアウトソーシングを行う。

2. 広報・啓発事業

福祉活動への市民参加を促進するため、広報・啓発活動の強化を図る。

- ① 社協だより (12,900部×年4回)
- ② 地域の福祉 (12,900部×毎月)
- ③ ホームページのリニューアル (随時更新)

3. 過疎地有償運送事業

高齢者の日常生活での移動をサポートするため、雲南市地域公共交通総合連携計画に基づき過疎地有償運送事業を吉田福祉圏域で実施する。

4.弔電お供え事業

社協会員の死亡に際し、遺族に弔電を送り弔意を表す。

5. “日本赤十字社島根県支部雲南市地区”運営事業

人道・博愛の赤十字精神に基づいた市地区事業と事務局運営を行う。

- ① 日赤事業の啓発活動の推進
- ② 社費の募集活動の推進（5月）
- ③ 学校や地域へ救急法等研修の斡旋
- ④ 災害時の対応
- ④ 義援金活動への協力

2. 地域福祉事業部門

○ 部門経営ビジョン（目指す姿）

私たちちは「この地域で自分らしく安心して暮らし続けたい」の願いを支えていくために

公助と共に共助が担い合える関係づくりを進め

- ▶ 誰もが「頼りにできる」総合的な相談体制づくりを目指します。
- ▶ 誰もが「自分らしく暮らせる」包括的な生活支援体制づくりを目指します。
- ▶ 誰もが「主役になれる」福祉の学び合いの場づくりを目指します。

1) 生活支援・相談センター

○ 運営方針

～相談を受け止め 課題解決を共に目指し

その人が主役の自立支援を進めます～

○ 実施事業

1 総合相談と生活支援

多様な相談をまずは受け止め、相談者と共に課題に向き合い、改善・解決に向けた支援体制を構築し、その人の自立を支援していく。

(1) 生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）

相談者に寄り添い複合化した生活課題を解きほぐし、生活を立て直すプランによる各支援機関等との連携で、自立に向けた包括的支援を行う。

- ① 総合相談（「アウトリーチ：訪問による相談援助」を含む）
- ② 分析・支援ニーズの把握
- ③ 支援プランの作成
- ④ 支援調整会議・サービス提供
- ⑤ 定期的なモニタリング（状況把握）・必要に応じたプラン修正
- ⑥ 終結・フォローアップ（追跡評価）

(2) 生活困窮者家計相談支援事業（市受託事業）

本人と共に家計状況を点検し、課題を“見える化”した家計再生プランによって自立意欲を促し、自立した家計管理に向けた伴走型支援を行う。

- ① 家計管理に関する支援
- ② 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③ 債務整理に関する支援
- ④ 貸付の斡旋

(3) くらしの相談（法律相談：無料・予約制）

- ① 弁護士相談（毎月第2木曜日）
- ② 司法書士相談（毎月第4金曜日）

(4) 地域を基盤とした相談ネットワークづくり

民生児童委員協議会、地域自主組織、ボランティア団体等との連携によるニーズキャッチと支援の仕組みづくり

2 生活資金の融資

総合相談で受け止めた生活困窮課題の改善・解決に向け、必要な生活資金を融資し、その人の自立を支援していく。

- (1) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）
- (2) 民生融金貸付事業

3 突迫課題への対応

総合相談で受け止めた突迫する生活困窮課題に即時対応し、必要な生活支援に的確につなぎ、その人の自立を支援していく。

- (1) 緊急現金の貸付け（民生融金特例貸付け）
- (2) フードバンク事業
- (3) 入居債務保証支援事業（県社協制度と連携）
- (4) 制度の狭間の支援ニーズへの対応策の研究・開発

2) 権利擁護センター

○ 運営方針

～意思決定を支え 権利を擁護し
その人らしい安心な暮らしの実現を支援します～

○ 実施事業

1 権利擁護による生活支援

判断能力に不安を感じる方、意思決定が困難な方などの権利を擁護し、地域でのその人らしい安心な暮らしを支えていく。

- (1) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）
 - ① 支援プラン作成
 - ② 生活支援
 - ア 福祉サービス利用援助
 - イ 日常的金銭管理サービス
 - ウ 書類等の預かりサービス
 - エ 定期的な訪問等による状態把握、見守り
 - ③ 地域や生活支援関係機関との連絡調整
 - ④ 生活支援員研修
 - ⑤ 利用料助成
- (2) 法人後見事業（法人による成年後見への取り組み）
 - ① 運営委員会の運営
 - ② 受任審査会の運営
 - ③ 被後見人等に対する成年後見制度に基づく支援
 - ア 財産管理
 - イ 身上監護
 - ウ 家庭裁判所、関係機関等との連絡調整等
 - ④ 法人後見支援員の配置

2 当事者組織等の支援

当事者主体の地域福祉活動の推進を目的として、当事者組織の特性が發揮されるようにその活動を支援する。

- (1) 活動実践の支援（事務局）
 - ① 雲南市母子会
 - ② 雲南市手をつなぐ育成会
 - ③ 雲南市身障者協会
 - ④ 被爆者協会（木次・吉田圏域）
- (2) 活動財源の支援

3) 福祉のまちづくり促進センター

- 運営方針
 - ～地域住民一人ひとりが主役で目指す
“安心して暮らし続けたい地域づくり”を支援します～
- 実施事業
 - 1 福祉教育の推進
 - 学校や地域住民、ボランティア等と共に学び合う場づくりを進め、地域福祉の実践に向けた理解と共感の輪を広げていく。
 - (1) 学校における福祉教育
 - ① 総合的な学習の時間などの福祉学習の実践支援
 - ② 様々な社会資源を活かした体験学習（サマーボランティアスクール）の実施
 - (2) 地域を基盤とする福祉教育
 - ① 地域自主組織を推進主体とした福祉教育
 - ア 活動推進を目的とした研修の協同実践
 - イ 認知症を学び地域で支える学び合い講座等の協同実践
 - ② ボランティアグループ等を推進主体とした福祉教育
 - ア 活動推進を目的とした研修の協同実践
 - ③ 支え合う福祉のまちづくり講座（出前講座）の開催
 - 地区、自治会、福祉活動組織、小グループ等の単位を対象に、積極的に地域に出向き、対話による学び合い出前講座を開催する。

2 小地域福祉活動の推進

住民自治を担う地域自主組織を核に、地縁の力を発揮した“その地域ならではの暮らしの支え合い（共助）”を深めていく。

- (1) 活動実践の支援
 - ① 活動推進検討会議（各地区単位）
 - ② 情報交換会議（各福祉圏域単位）
 - ③ 30地区地域福祉活動推進会議（全市域単位）
 - ④ 認知症を学び地域で支える体制づくり推進地区への重点支援
- (2) 活動財源の支援
 - ① 赤い羽根地区福祉委員会活動助成
 - ② ふれあい・いきいきサロン活動助成

3 ボランティア活動の推進

ボランティアセンターを核に、共感（志縁）の力を発揮した“ボランティアならではの暮らしの支え合い（共助）”を深めていく。

- (1) ボランティアセンターの運営（活動実践者・関係支援機関等で構成）
 - ① 事業企画・運営等の協同実践
 - ② ボランティア活動者の開拓
 - ア 市内高校との連携による高校生ボランティアチャレンジの促進
 - イ ボランティア活動団体等との連携による活動者開拓
- (2) 活動実践の支援
 - ① 活動の相談と個別の支援
 - ② 活動推進を目的とした研修及び情報交換会の協同実践
 - ア 音訳ボランティア研修会
 - イ 除雪ボランティア情報交換・研修会
 - ウ 活動実践団体等との共催による情報交換・研修会
 - ③ 包括的な地域福祉実践に向けた、多様な活動実践者等が実践的につながる場づくり
 - ア 地域自主組織、ボランティア活動団体、N P O、介護事業所等との担い合う地域福祉実践に向けた協議の場づくり

4 住民参加による地域生活支援事業

地域自主組織、ボランティア活動実践者、行政、関係機関等による協働の場を形成し、参加と協働の相乗効果を発揮した事業を展開する。

- (1) 食の自立支援給食・配食サービス事業（市受託事業）
地域自主組織、配食ボランティアなどの協力で実施
- (2) 地域子育て支援事業
地域自主組織、N P O、子育て支援センター、民生児童委員、ボランティアなどの協力で実施
- (3) 音訳広報事業
市内 6 福祉圏域の各音訳ボランティアグループの協力で実施
- (4) 郵便による見守り事業
郵便局、事業所、市民ボランティアなどの協力で実施

5 民生児童委員協議会の活動支援

地域福祉活動を推進するパートナーである雲南市民生児童委員協議会との協同実践を目的として、その活動を支援する。

- (1) 雲南市民生児童委員協議会活動支援
事務局業務（本所担当）
- (2) 6 単位法定民生児童委員協議会活動支援
事務局業務（各支所担当）

6 雲南市共同募金委員会の運営

寄付者と活動者の思いをつなぐ“相互の共感”を大切にした、赤い羽根共同募金運動を展開する。

- (1) 雲南市共同募金委員会の運営
 - ① 赤い羽根共同募金運動の推進（10月 1日～12月 31日）
 - ② うんなん手のひら募金の実施（1月 1日～3月 31日）
 - ③ 募金百貨店プロジェクトの推進（随時）
 - ④ 募金付き自動販売機の設置推進（随時）

3. 在宅福祉事業部門

<基本理念>

「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、品質の高いサービスの提供に挑戦します」

1. 援助を必要とする人が心豊かに地域社会の一員として在宅での生活が継続できるよう支援します。
2. 個別の支援にあたっては、常に相手の立場に立ち、その人らしく生活できるように自己決定を尊重し、自立に向かうよう支援します。

<運営基本方針>

1. 介護サービス事業を通して把握したさまざまな福祉ニーズに応えるべく、社協の他の部門と連携を取り、在宅での生活が維持できるよう支援します。
2. 他の事業所と連携し、情報ネットワークや協議の場づくりを進めます。

<重点実施項目>

1. 拠点区分での独立採算制を基本とした経営基盤の強化

常に経営状況の把握と分析を行い、拠点区分での独立採算性を基本として、事業所単位で目標値を定め、検証を行い、経営基盤の安定・強化を図る。

2. 人材の確保・育成・定着に向けた取り組み

質の高いサービスを提供するために、担い手である職員の確保とキャリアパスを踏まえた育成を図る。具体的には専門性を深めるための研修の充実、職員の待遇改善を図り、意欲と誇りをもって働き続けることができる職場環境の醸成を目指す。

3. 総合事業への円滑な移行

平成29年度からの総合事業への移行が円滑にできるよう準備をする。

在宅福祉課

《通所型介護予防事業（はつらつデイサービス・二次予防事業）》

家に閉じこもりがちな高齢者、要支援及び要介護状態になるおそれのある高齢者のうち特定高齢者を対象に、①運動器の機能向上②栄養改善③口腔機能の向上④うつ予防⑤認知症予防⑥閉じこもり予防等の各プログラムを、雲南市地域包括支援センターと連携を図りながら市内全域で実施する。

また、各交流センターやボランティアなど、地域のご協力をいただきながら高齢者の生きがいと社会参加を促進することにより、社会的孤立感の解消や自立生活の助長及び要介護状態になることを予防できるよう、積極的に事業を展開する。

- ・市内を29カ所において、交流センターなどを会場とする
- ・一人当たり 月3回のサービス提供
- ・利用料 1回につき 1,000 円（昼食と車での送迎を含む）

《介護職員初任者研修事業の実施（雲南広域連合受託事業）》

雲南広域連合からの委託事業として介護保険事業所の福祉人材育成を目的として介護職員初任者研修事業を実施する。

大東介護事業所

＜基本方針＞

1. 住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう支援する。

＜基本目標＞

1. 月1回運営会議を開催し、各事業所の実施状況の把握と問題解決に取組み、経営の安定化に努める。
2. 事業所内研修や外部研修への参加により、サービスの質の向上に努め、地域から信頼される事業所を目指す。

《訪問介護事業所おおぎ》

営業日：月曜日から金曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供日：年中無休

サービス提供時間：7時00分から19時00分

○訪問介護事業

○障がい者居宅介護事業

○生活管理指導員派遣事業・移動支援事業（雲南市受託事業）の実施。

○障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護。

◇利用者及びご家族の人権を尊重し、一人一人に寄り添ったサービスを提供する。

◇ケアマネージャーや他の事業所との連携を図り、困難事例にも積極的に取り組んでいく。

《通所介護事業所おおぎ》 ※定員30名

営業日：月曜日から土曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供時間：9時20分から16時30分

○特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施

◇1日23名以上の利用を目指す。

◇利用者様の声に耳を傾け、心のこもったサービスを提供する。

◇利用者様ひとりひとりに合った個別ケアの実践に努める。

《訪問入浴介護事業所おおぎ》

営業日：月曜日から金曜日

○地域生活支援事業雲南市訪問入浴サービス事業（雲南市受託事業）

◇1日3名以上の利用を目指す。

◇主治医やケアマネージャー、他の事業所と連携し、医療依存度の高い利用者様へ安心・安全なサービス提供ができるよう努める。

◇研修会への参加により、サービスの質の向上に努める。

《居宅介護支援事業所おおぎ》

事業の実施地域：大東町

○要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施。

○介護予防支援業務〔雲南省地域包括支援センター〕

- ◇利用者様やご家族の思いに寄り添い、相談しやすい人間関係を作れるよう心掛ける。
- ◇医療機関や行政、他事業所、地域包括支援センターとの連携を図り、スムーズに支援が行えるよう努める。

三刀屋介護事業所

＜基本方針＞

1. 住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域・医療・事業所等と連携を取りながらサービスを提供する。

＜基本目標＞

1. 毎月1回運営会議を開催し、全事業所の安定した経営を目指す。
2. 研修等に積極的に参加し、サービスの質の向上を目指す。

《訪問介護事業所みとや》

営業日：月曜日から金曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供日：年中無休

サービス提供時間：7時00分から19時00分

○生活管理指導員派遣事業・移動支援事業（雲南省受託事業）の実施。

○障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護。

◇住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、利用者の意思を尊重したサービス提供に努める。

◇事業所内において職員個々の研修計画に基づき、積極的に各種研修会への参加を行う。

《相談支援事業所みとや》

○障がい者総合支援法に基づく「特定相談支援・障がい児相談支援」事業の実施

◇利用者・家族・行政・地域支援者・・・他事業所等とのネットワークづくりを図る。

《デイサービスセンターみとや》 ※定員30名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：9時20分～16時30分

○特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施

◇各職員が基本理念を理解した上で、利用者の多様なニーズに対応していくよう個別援助の提供と職員の自己研鑽による資質の向上を図る。

◇生活リズムを整えることにより、活動意欲の向上、健康状態の維持が図れるよう様々なメニューを用意したサービスの提供に努める。

◇利用者の多様なニーズに対応できるよう個別援助技術と職員の資質向上に努める。

《デイサービスセンター陽だまりの家》 ※定員12名

営業日：月曜日から土曜日

サービス提供時間：9時20分～16時30分

* 地域密着型サービス事業

- ◇ 1日平均8名以上の利用を目指す。
- ◇ 「個別支援」「尊厳」を基本として、より高い専門性をもって個別援助に対応する。
- ◇ ご家族の皆様の思いを理解するために介護者の集いを開催し、リフレッシュしていただけるよう努める。

《デイサービスセンターなかの》

営業日：月曜日から金曜日

サービス提供時間：9時20分～16時30分

* 地域密着型通所介護

- ◇ 運営推進会議を設置し、サービスの評価とともに、必要な要望、助言等をいただく。
- ◇ 利用者の意思や人格を尊重し、地域で安心して暮らせるようサービス提供に努める。
- ◇ 音楽療法や地域の方との交流、季節にあった行事を取り入れコミュニケーションを図る。

《居宅介護支援事業所みとや》

事業の実施地域：三刀屋町

- 要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施。
- 介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター〕
 - ◇ 利用者及び家族の希望を尊重し、生活の質の維持向上が図られるよう居宅サービス計画の作成を支援し、サービス事業者や医療機関との連携を図り、必要なサービス調整を図る。
 - ◇ サービスの質の向上のために専門的な知識や技術の習得を積極的に行う。
 - ◇ 特定事業所加算を取得できる体制維持を目指す。
 - ◇ 毎月90名以上の給付管理を目指す。

掛合介護事業所

<基本方針>

1. 住み慣れた地域と家族の中で安心して自分らしい生活ができるよう支援する。

<基本目標>

1. 毎月1回運営会議を開催し、各事業所の経営状況や運営課題を把握し、安定した経営を目指す。
2. 利用者の尊厳を守り、利用者・家族の希望に添いながら自立に向けるサービスを提供する。
3. 地域と密着した必要とされる事業所を目指す。

《訪問介護事業所かけや》

営業日：月曜日から金曜日

営業時間：8時30分から17時30分

サービス提供日：年中無休

サービス提供時間：7時00分から19時00分

- 生活管理指導員派遣事業・移動支援事業（雲南市受託事業）の実施

- 障害者総合支援法に基づく指定事業所 居宅介護・重度訪問介護
 - ◇アセスメントに基づく情報共有
 - ◇見守り、気配り、思いやりによる接遇の充実
 - ◇利用者・家族の目標に向って一緒に考え、支援することで住み慣れた地域で安心して生活出来るサービス提供に努める
 - ◇職員の資質向上に努め積極的に研修に参加する
- 職員研修計画
 - ◇部会研修（認知症、接遇、法令順守等）に参加する。
 - ◇調理等実技講習や人権擁護等の研修を整備し自己研鑽に努める。
 - ◇障がい特性に関する研修会への参加する。

《好老センター通所介護事業所》 ※定員25名

- 営業日：月曜日から土曜日
 サービス提供時間：9時30分～16時40分
- 特例介護給付費基準該当外サービス（身障デイサービス）の実施。
 - ◇利用定員を30名から25名に変更し、適切な職員配置、サービス提供を行う。
 - ◇「輝笑好輪（きしょうこうりん）」を合言葉に、利用者様が生き生きと自分らしく輝ける笑い声の絶えない好老センターを目指す。
 - ◇利用して良かったと思っていただけるように心のこもったサービス提供に努める。
 - ◇日々、資質向上に努め、チームアプローチによる介護サービスに努める。
 - ◇毎月基本方針に沿った目標を定め達成に向け職員の意識統一を図り取り組む。
 - 職員研修計画
 - ◇外部研修への積極的参加、事業所内勉強会の実施（認知症・リスクマネジメント・救急法等）
 - ◇認知症介護基礎研修に参加し認知症に対する理解を深める。
 - ◇通所介護事業所部会に参加し、情報収集に努める。
 - ◇資格取得に向けての研修に参加する。（介護福祉士・初任者研修・介護支援専門員）

《居宅介護支援事業所かけや》

- 事業の実施地域：吉田町・掛合町
- 要介護認定訪問調査〔雲南広域連合委託事業〕の実施。
 - 介護予防支援業務〔雲南市地域包括支援センター〕
 - ◇住み慣れた地域での生活が安心して継続できるよう、必要な関係機関との連携に努め、利用者や家族の思いを尊重し必要な支援が出来るよう努める。
 - ◇専門的な知識や技術の習得を積極的に行いより良いプランの提供ができるよう努める。
 - 職員研修計画
 - ◇認知症や病気の理解のための研修会に参加する。
 - ◇対人援助等必要な知識や技術向上のための研修会に参加する。
 - ◇関係機関との連携や情報収集の場へ積極的に参加する。

◇主任介護支援専門員更新研修を受講する。

◇訪問調査員研修に参加する。

《高齢者生活福祉センター（居住）》 ※定員10名

○生活管理指導員派遣事業（生活支援短期入所事業）の実施

◇日常生活や介護に不安を持つ高齢者や、高齢者を抱える介護者の一時的な問題解決のため、一定期間の居住提供することで高齢者が安心して健康で明るい生活をおくれるよう支援し、社会的孤立感を解消する。

◇自分自身の気持ちが高められるような生活を提供する。

小規模多機能型居宅介護事業所 ※登録定員29名

（通い定員※18名・泊り定員※6名・訪問）

＜基本方針＞

1. 住み慣れた地域の中で、利用者が在宅での生活を安心して継続できるよう支援する。

2. 地域の中の頼れる存在としての事業所を目指す。

＜基本目標＞

1. 個々のニーズに応じて必要な対応を行う。

2. 楽しみと充実感のある生活がおくれるよう支援する。

* 地域密着型サービス事業

◇利用者の心身状況や環境に応じて、「通い」「訪問」「泊まり」のサービスを柔軟に組み合わせ、多機能なサービスを提供することで、住み慣れた地域にいつまでも暮らせるように支援する。

◇コミュニケーションを大切にし、個々の思いや希望に向き合いニーズに即したサービス提供に努める。

◇地域の伝統行事、イベント等に積極的に出かけ地域住民との交流を図る。

◇四季折々の豊かな自然に触れ、心に潤いを持てるよう支援する。

◇利用者の趣味、趣向を取り入れ、自分が出来ること、したいことに挑戦できる機会を提供する。

◇食べる楽しみを満喫できる食事の提供を実施する。

◇利用者の心身の状態を把握し、筋力低下予防、転倒予防に努める。

◇職員が地域の活動（地区福祉委員会、自主組織による避難訓練、草刈ボランティア等）に参加することにより、地域と事業所の情報交換の場となるよう努める。

4. 施設福祉事業部門

特別養護老人ホームえがおの里

えがおの里従来型 定員 30名

えがおの里ユニット型 定員 40名

短期入所生活介護 定員 6名（空床利用有）

<施設福祉事業理念>

「その人らしい生き方・生活」を尊重する

「利用者のその人らしい生き方・生活」を尊重することを事業理念として、特に「人との関係」や「役割」づくりを重視したケアの実践に努めます。

このケアを実現するためには、施設と地域が一体となった「地域とつながる運営」を基本とします。

<重点実施項目>

1. 人権と法令を守り、今までと同じように自分らしく、安心して暮らすことができる居心地の良い生活環境を目指す。
2. 健全経営を図り、職員が有する専門性を十分に発揮できる環境を整え、サービスの質の向上を目指す。
3. 職員が、健康で、爽やかな気持ちで働くことができる職場環境を目指す。
4. 地域を支える施設を目指し、地域貢献事業に積極的に取り組み、いつまでも健康で住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう努める。
5. 短期入所事業は、介護者の負担を軽減して利用者が在宅生活を継続できるよう本人、家族、事業者との連携に努める。

<基本目標>

1. 経営の安定化に努める。

(1) 介護老人福祉施設事業 従来型・ユニット型 目標稼働率 95%

①嘱託医、協力医療機関との連携

・慢性疾患管理 ・急変対応 ・看取り

②居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等との連携

・施設入所申込者、短期利用者の確保

③加算の算定・・・介護・看護職員（有資格者）の確保

・介護福祉士資格取得者 60%以上

・認定特定業務従事者養成

・（准）看護師常勤換算 5名以上

(2) 短期入所生活介護事業 目標稼働率 110%

①居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等との連携

②利用者家族との連携

③加算の算定・・・介護・看護職員（有資格者）の確保

(3) 職員の体制（4月1日現在）

常勤職員 47名 非常勤職員 13名

施設長 1名 副施設長（生活相談員） 1名 介護支援専門員 1名

理学療法士 1名 管理栄養士 1名 事務員 2名

介護職員 39名 看護職員 8名

宿直員 4名　用務員 1名　（嘱託医 2名）

2. 利用者本位

- (1) ケアプランに基づく個別処遇の充実に取り組む。
 - ①「笑顔ミーティング」の開催
 - ・的確なアセスメントによる援助と支援を明確化し共有する
 - ②担当者会議への利用者、家族の参加
- (2) 尊厳のある生活に取り組む。
 - ①不適切ケア廃止
 - ・利用者参加による笑顔会議、委員会の開催（毎月）
 - ②家族会との連携
 - ③地域交流、ボランティアの確保

3. 自立支援

- (1) 計画に基づいた、理学療法士による機能訓練の実施。
- (2) 日課にとらわれないこだわりのある生活を援助する。

4. 自己決定

- (1) 人間の尊厳を守る言葉づかいと援助に努める。

5. 地域貢献

- (1) 実習生の受入れ
 - ・島根大学医学部　・自治医科大学　・介護福祉士養成所　・小中高生
- (2) 介護教室等の開催
 - ・地域自主組織　・老人会

6. 勉強会開催

- (1) 外部研修参加
- (2) 施設内研修開催
 - ①介護保険制度について（1回）
 - ②虐待・身体拘束廃止について（2回）
 - ③認知症について（1回）
 - ④事故防止について（2回）
 - ⑤感染症予防について（2回）
 - ⑥医療的ケア（喀痰吸引・経管栄養）について（1回）
 - ⑦看取りケアについて（1回）
 - ⑧褥瘡予防について（1回）
 - ⑨災害対策について（2回）

5. 保育所受託運営事業

平成 22 年度から保育業務委託を受けている雲南市立三刀屋保育所につきましては、適切な運営が評価され、平成 28 年度から 3 年間の契約の更新を受けることとなりました。

昨年 8 月に、三刀屋保育所運営協議会が保護者を対象に行ったアンケートの結果では、保育所運営に 47 パーセントの方が満足、44 パーセントの方がやや満足と回答されています。満足度を下げている主な要因としては、入所児数に比較して施設が狭まいことに関して、やや不満、不満の回答が 45 パーセントありました。4 月から三刀屋幼稚園が子ども園に移行しますが、昨年度と同様に入所率は 112 パーセントとなりました。

雲南市立掛合保育所につきましては、保育業務を受託し 3 年目を迎えるました。児童数の減少傾向のなかでも、今年度、入所率は 100 パーセントとなり、定員を満たすことになりました。来年度の契約更新に向け、さらに保育の質を高める取り組みを進めてまいります。

次に、雲南市が、今年度から三刀屋健康福祉センター内に開設する病児保育事業（病後児対応型）につきましては、三刀屋保育所でその運営を担うこととなり、看護師等の必要な職員を配置し、子育て世帯の要望に応えてまいります。

社協として、保育業務を受託している子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の、保育の質の向上、職員の処遇改善等への取り組みを積極的に推進いたします。その取り組みの一つとして、保育の質の確保の基礎となる働きがいのある職場づくりをめざして、公定価格の加算制度を活用した職員のキャリアパスの推進を図ります。

現在、国においては新制度の施行に伴い、3 歳未満児の保育内容の充実等をはかるための保育所保育指針の改定論議が開始されているところであります。国の動向も踏まえ、また、雲南市の保育所子ども園化の方針もあり、これまで以上に雲南市との連携を深め、地域の皆様の支援を受けながら、地域子育て支援施設の中核としての機能の充実に努めてまいります。

I 雲南市立三刀屋保育所保育業務

保育の理念、保育目標、経営方針

1. 保育理念

地域とともに健やかに

～家族の子・地域の子・世界の子をめざして～

2. 保育目標

たくましく心豊かな子どもを育む

3. 児童数

在籍児童（予定）

年齢 人 数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成 28 年 4 月 1 日現在	6	24	28	27	18	25	128
平成 29 年 3 月 1 日予定	15	25	28	28	18	25	139

平成 28 年度 入所率 112% 月平均 135 人

平成 27 年度 入所率 112% 月平均 134 人

4. 職員の職種、員数（4月1日現在）

三刀屋保育所

常勤職員 29 名（27年度 31名）

- ・所長 1名、主任保育士 1名
- ・保育士 19名
- ・看護師 2名（内 1名育休中）
- ・栄養士 2名（内 1名育休中）、調理員 2名
- ・事務員 2名

嘱託医 2名、嘱託歯科医 1名

みとや病後児保育室「たんぽぽ」

常勤職員 2名

- ・保育士 1名
- ・看護師 1名

5. 健康及び安全

看護師及び栄養士の専門性を生かした児童の健康増進や安全に対する取り組みを進める。

(1) 健康支援

- ・保護者からの児童の健康チェックカードの記載、提出を受けて毎日の健康管理の徹底を行う。
- ・看護師により出欠状況、感染症発生状況等の一早い情報提供（玄関の掲示板・保健だより）及び健康相談を行う。
- ・保育所内の衛生管理の徹底

児童の手洗いの徹底とうがい（BK水）の実施による感染症予防を行う。

施設内の次亜塩素酸ナトリウムによる週 1 回の清掃及び BK 水での日常的な清掃を行う。

- ・体力づくり活動として、所外指導員の支援による三刀屋健康福祉センタープールを利用した、5歳児水泳教室を開催する。
- ・毎日の継続活動として築山マラソン、築山登りなど年齢に応じた活用による体力増進を図る。

(2) 安全管理

- ・危機管理体制の確立と災害時を想定した月 1 回の避難訓練を実施する。
- ・緊急時を想定し、一斉メールを活用した所児引き渡し訓練を行う。（年 1回）

- ・毎月初めの所内安全点検の実施とヒヤリハットの実施による安全対策の推進を図る。
- ・非常災害対策としての備蓄品、紙皿等の確保を図る。

(3) 食育の推進

- ・地産地消を主とした安心安全な食材を提供する。
- ・栄養士、看護師及び保育士の連携によるアレルギー食への対応を行う。
- 野菜栽培活動による児童の食への関心を高める。
- ・栄養士等による月1回の食育のつどいを実施する。
- ・保護者に対する食育指導や、食育相談、レシピの配布、アンケート実施などを通して家庭と保育所の連携に努める。

6. 子育て支援

- ・地域の子育て支援として、保育所一般開放日における個人面談、育儿相談を行う。
- ・子育て講演会の開催
- ・保育所だより、クラスだより、給食・保健だよりなど各専門を活かした情報の発信に努める。

7. 保護者との連携

- ・保護者の代表である、保護者運営委員の方々と共に行事について協議、実践(全保護者で)、反省など一連の流れを踏んで信頼関係の構築に努める。
(親子遠足、運動会、夏祭りなど)
- ・ボランティアとしての参加(絵本の修理、畑の名人さん)を募る

8. 職員の質の向上

職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会を確保する。

- ・職員の目標設定のための管理職による個人面接と職員の自己評価(年2回)を実施する。
- ・全クラス年に一回保育を公開し、全職員で研修を行う。
- ・県、市、社協等主催の所外研修会へ参加する。
- ・障がい児教育、気になる子の対応等についての研修会へ参加する。
- ・指導助言者を招いた所内研修を実施する。
- ・掛合保育所と職員合同研修を実施する。
- ・参加した各種研修受講内容は、復命書及び口頭で報告を行い、全職員の共通理解を図る。

9. 小学校との連携

- ・情報交換
保育公開日、授業公開日の参観により相互の理解を深める。
- ・三刀屋町内の保幼小中連携協議会に所属し、連携した取り組みを行う。

- パワーアップチャレンジ部会（学力）、ふるまい向上部会（生活指導）、みんとの会（障がい）、健康づくり部会（保健）に所属
- 三刀屋の子どもを育てる会とも連携し、一体的な活動を行う。

10. 地域との連携

地域の皆さんとの交流や支援を得ての活動を推進する。

- 地域の支援を得ての野菜作り活動の実施
- 笹巻き作り、餅つきや獅子舞による交流
- デイサービス事業所への訪問活動
- 幼稚園及び掛合保育所との交流活動の実施

11. 病児保育事業（病後児対応型）の実施

施設定員 2名

- 児童が病気の「回復期」であり、かつ集団保育が困難な時期一時的に保育を行う。

12. 保育に関する評価

提供する保育の質の評価を行い、その改善に取り組む。

- 保育所内で全職員による保育の質に関する振り返りによる評価を実施する。
- 全体の課題を明確にし、改善へ向けての取り組みを行う。

II 雲南市立掛合保育所保育業務

～地域とともに健やかに～

1. 保育理念

- 入所児童及び地域の子どもの健全な人間育成を図るために、児童家庭福祉の理念に基づき、一人ひとりの最善の利益を尊重する。
- 家庭や地域と共に、自然を愛し、親しみ、たくましい身体と豊かな心を育み、未来を切り拓く意欲の持てる子どもの発達を促す。

2. 保育目標

- 心身ともにたくましい子
- 心豊かで思いやりのある子
- 自分らしさを發揮し、意欲的にあそぶ子

3. 児童数

在籍児童（予定）

年齢 人 数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成28年4月1日現在	3	14	17	12	20	17	83
平成29年3月1日予定	11	16	17	12	20	17	93

平成28年度 入所率 100% 月平均 90人

平成 27 年度 入所率 102% 月平均 92 人

4. 職員体制（4月1日現在）

常勤職員 31 名（27年度 29名）

- ・ 所長 1名、主任保育士 1名
 - ・ 保育士 18名（内 特別支援専任 3名）
 - ・ 看護師 1名、
 - ・ 栄養士 1名、調理師 2名
 - ・ 事務員 1名
 - ・ 一時預かり担当保育士 2名
 - ・ 病児保育（体調不良児対応型）担当保育士 1名
 - ・ ファミリーサポートセンター
アドバイザー 1名
 - ・ 子育て支援センター
子育て支援員 2名
- 嘱託医 1名、嘱託歯科医 1名

5. 健康及び安全

（1）健康支援

- ・ 看護師の専門性を生かした健康管理を図るとともに、保健計画に基づく児童の健康の保持や増進に務める。
 - ・ 嘱託医による検診、聴力・視力検査
 - ・ 感染症予防のための衛生管理
 - ・ 手洗い・うがい・歯磨き指導
 - ・ 健康指導
 - ・ 個々の成長及び健康管理
- ・ 保護者の理解を得ながら感染症等の予防対策の徹底を図る。
 - ・ ほけんニュース・掲示板によるタイムリーな情報提供
 - ・ 健康についての相談

（2）安全管理

- ・ 事故発生時の対応・防災対策・安全管理等に関するマニュアルを全職員が熟知し、危機的状況が発生した場合には、それに沿って体制が素早く取れるようとする。
- ・ 所内外の安全点検・危険個所の改善・災害発生時の訓練等を行うなど安全対策に努める。
 - ・ 月1回の災害時想定の避難訓練
 - ・ 年1回の引き渡し訓練
 - ・ 月1回の安全点検・ヒヤリハットによる安全対策の重視

（3）食育の推進

- ・ 食育計画に基づき、栄養士の専門性を生かした食を営む力の育成に努めるとともに、食物アレルギー等一人一人の児童に対して適切に対応する。
- ・ 地域の皆さんとの協力を得ながら、所児による野菜栽培活動等を通した食育の強化を図る。

- ・給食便り・展示食・試食会等による食に関する情報提供
- ・離乳食・アレルギー食の保護者面接
- ・食育相談・食育指導

6. 子育て支援

(1) 子育て支援センター

地域の子育て家庭の保護者や児童等に対し、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図っていく。

- ・保育所開放・子育て相談・試食会・リフレッシュ教室
- ・誕生会・出前保育等

(2) ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、市民及び市内の労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができるような環境づくりや子育て支援機能の充実を図っていく。

- ・送迎サポート・預かりサポート・休日サポート等

(3) 一時預かり事業

家庭内の子育ての孤立化解消等の支援と、保護者の都合により子育てが困難な場合に一時的に保育支援をする。

(4) 延長保育事業

仕事等により、保育時間内に迎えに来られない場合に必要に応じて保育支援をする。

(5) 病児保育（体調不良児対応型）事業

保育中に体調不良となった場合や病気の回復期にある乳幼児を一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する。

7. 保護者との連携

保護者との密接な連携をとり、保育の内容等につき理解及び協力を得るよう努め信頼関係を深めていく。

- ・保護者会行事・一日保育土・クラス懇談・個人面談等

8. 職員の資質向上

職員の資質向上のため、研修計画に基づく研修の実施及び研修の機会の確保を図る。

- ・全職員の自己申告を実施し、能力開発や研修目標を定めて、職員の資質向上に努める。また、係制度を充実させ、業務分担による職員の役割の明確化、業務遂行能力の向上を図る。
- ・職員会議を月2回以上開催し、全職員の意思統一を図る。
- ・所内研修　　公開保育を行い、語る会を実施する。
- ・近隣園・所との合同研修会
- ・県研究大会・市研修等の研修機会の確保
- ・保育実習生、ボランティアを積極的に受け入れる。

9. 小学校との連携

小学校等関係機関と十分な連携を図り情報交換や研修会等を積極的に行い、就学に向けてスムーズに移行できるように配慮する。

- ・ 保小連絡会・子どもを語る会・保小学交流会
- ・ 給食体験・学校見学
- ・ 保育要録送付・校長、所長会等

10. 地域との連携

掛合の子ども達を地域全体で見守り、ふるさとに愛着を持つ子ども達を育てるために家庭・地域・学校で連携を図る。

- ・ ゴミゼロ大作戦・あいさつ運動・地域交流会・地域散歩
- ・ 川遊び(鮎の放流・つかみ取り)・ふる里祭り参加・栽培活動他

11. 保育に関する評価

提供する保育の質の評価を行い、その改善に取り組む。

- ・ 保育所内で全職員による保育の質に関する振り返りによる評価を実施する。
- ・ 全体の課題を明確にし、改善へ向けての取り組みを行う。

以 上